

評価基準

評価項目	評価の着眼点	配点
1. 実施体制	① 業務遂行上必要な組織体制、人員、責任者が配置されているか。	5
	② 効果的かつ実行可能なスケジュールが立案されているか。	
	③ 同種の業務実績が豊富で、本業務の成果が期待できるか。	
2. 運営体制	① 利用案内から申込手続き、在庫管理、料金の請求・徴収までの一連の業務工程が確立されているか	25
	② 運営時間や時間外等の対応について、利用者にとって分かりやすく利便性に配慮した内容となっているか	
	③ 病院職員の業務負担の軽減に資する提案となっているか	
3. 入院セット	① 入院セットの構成品目について具体的な提案がなされているか	30
	② 各セットプランの利用料金の設定に妥当性があり、利用者が利用しやすい価格となっているか	
	③ 利用料の請求及び支払い方法は、利用者の利便性に配慮した対応になっているか。	
	④ 利用者の特性や症状に対応できるようサイズ、デザイン、品質などに配慮がなされているか	
	⑤ セットの種類や内容は、随時、変更や追加ができる体制となっているか。	
4. リスク管理	① 個人情報の取扱いについて、適切な対応が整っているか	15
	② 利用者からの問合せ、相談及び苦情対応の体制が確立されているか	
	③ 災害発生時など緊急時においても業務継続できる体制が整備されているか	
5. 経費	① 管理手数料の割合は適切か(見積書で提示すること)	10
6. 独自取組	① 提案事業者ならではの創意工夫など、特色ある取組みや提案はあるか	10
7. ワークライフバランス等の推進 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により評価を行う	① 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定・プラチナえるぼし認定)を受けている <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1(※1) 2点 ・認定段階2(※1) 3点 ・認定段階3 4点 ・プラチナえるぼし認定 5点 ・一般事業主行動計画(※2) 1点 <p>※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。</p>	5
	次世代育成法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)を受けている <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定(旧基準※3) 2点 ・くるみん認定(新基準※4) 3点 ・プラチナくるみん認定 4点 <p>※3 改正省令による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置に基づく認定 ※4 改正省令による改正後の認定基準に基づく認定</p>	
若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を受けている 4点		
合 計		100